

監 委 第 3 7 6 号

令和 4 年 8 月 2 4 日

茨城県知事 大井川和彦 殿

茨城県監査委員 白 井 平八郎

同 村 上 典 男

同 澤 田 勝

同 羽 生 健 志

令和 3 年度茨城県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 2 7 日
付け総第 414 第及び令和 4 年 8 月 1 9 日付け総第 646 号で審査に付された令和 3 年度茨城県内
部統制評価報告書について審査したので、別添のとおり審査意見書を提出します。

令和3年度茨城県内部統制評価報告書に係る審査意見書

1 審査の対象

令和3年度茨城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度茨城県内部統制評価報告書の審査は、茨城県知事が作成した内部統制評価報告書について、茨城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度茨城県内部統制評価報告書について、茨城県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「茨城県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度茨城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間において、高萩工事事務所に係る運用上の重大な不備が存在していたことから、内部統制の適切な運用に努められたい。